

福岡市下水道管渠更生工事における入札参加資格及び施工体制に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡市道路下水道局（以下「道路下水道局」という。）が発注する下水道工事のうち、更生工法が含まれる工事における入札参加資格及び施工体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 更生工法 既設管渠に破損、クラック、腐食等が発生し、耐荷性能や耐久性能、流下能力等が保持できなくなった場合、既設管渠の内面に新たに管を構築する工法をいう。
- (2) 更生工事 更生工法が含まれる工事をいう。
- (3) 配置技術者 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者をいう。

(施工可能な更生工法)

第3条 道路下水道局が発注する下水道工事において、施工可能な更生工法は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 公益財団法人日本下水道新技術機構から、下水道管渠の更生工法としての建設技術審査証明を取得している工法かつ「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版-(公益社団法人日本下水道協会) (以下、「ガイドライン」という。))」に準拠している工法
- (2) 前号のほか、道路下水道局が施工可能なものとして認めた工法

(入札参加資格)

第4条 更生工事の延長が下水道工事総延長に占める割合の50パーセント以上の場合における入札参加資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札に参加しようとする者が直接的かつ恒久的に雇用している者を当該更生工事の配置技術者として配置することができること。
- (2) 前号の配置技術者は、ガイドラインにおいて、管渠更生工法の施工管理に関する資格として記載されている資格のいずれかを有する者であること。

<資格>

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ・下水道管路更生管理技士 | ((一社)日本管路更生工法品質確保協会) |
| ・下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門) | ((公社)日本下水道管路管理業協会) |
| ・下水道管きょ更生施工管理技士 | ((一社)日本管更生技術協会) |

なお、前号の配置技術者は、令和8年3月末日までは「下水道管渠更生工法及び更生工事業者選定要領」で定めている「更生技術者 (A)」及び「更生技術者 (B)」に該当する者でもよい。

(施工体制)

第5条 更生工事の現場における施工体制（下請業者を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 更生工事の延長が下水道工事総延長の50パーセント以上の場合にあつては、次に掲げるとおりとする。

ア 前条に規定する者を配置技術者として配置すること。

イ 受注者(元請業者)又は下請業者が直接的かつ恒久的に雇用している者であつて、現場で施工する更生工法(第3条に規定する施工可能な更生工法に限る。)に係る前条第2号の資格を有し、かつ当該更生工法の協会が主催する技術に関する研修又は講習を修了した者を配置すること(アの配置技術者がこれらの資格等を有するときは、これを兼ねることができる。)

(2) 更生工事の延長が下水道工事総延長の50パーセント未満の場合にあつては、前号イに掲げる者を配置すること。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(下水道管渠更生工法及び更生工事業者選定要領の廃止)

2 下水道管渠更生工法及び更生工事業者選定要領は、令和8年3月末日をもって廃止する。